

甲府市告示第 2 1 7 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和 2 年 4 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定する区域

甲府市宮原町字西条下河原 1 0 0 7 番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 指定する区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定